令和８年度第７回二宮町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和８年９月２８日（月）午前９時３０分から

２　開催場所　　二宮町町民センター　２Ａクラブ室

３　出席委員

１番	鈴　木　　透	７番	二　見　　敏　夫
２番	井　上　　昌　之	８番	中　村　　隆　一
３番	野　谷　　茂	９番	水　島　　寿　徳
４番	西　山　　弘　和	１０番	香　坂　　政　博
５番	松　崎　　博	１１番	小　林　　茂
６番	内　山　　昌　代	１２番	橘　川　　均

４　欠席委員　　なし

５　事務局職員出席者

事務局長	山　下　　昌　志
副 主 幹	木　本　　盛　之
主任主事	井　上　　大　地

６　傍聴者　　なし

７　議事録署名人

７番　二　見　　敏　夫　　８番　中　村　　隆　一

８　報告事項

（１）農地法第３条の３の規定による届出について

（２）農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

９　議　　案

第１１号　農地法第３条の許可申請書について

【議長】
おはようございます。今日は議案が１件ありますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。農地パトロールがありますので、早速始めたいと思います。
それでは令和８年度第７回の総会を開催いたします。
本日の出席委員は、１２名です。定足数に達しておりますので、ただいまより農業委員会総会を開催いたします。
日程第２の議事録署名委員の指名についてです。第７回総会の議事録署名委員につきましては、７番二見委員、８番中村委員にお願いします。
続きまして、日程第３の報告事項に入ります。事務局より報告事項の朗読及び説明をお願いします。

【事務局】
―　報告事項（１）朗読　―

それでは説明いたします。
農地の所有権を取得する際は農業委員会の許可が必要となりますが、相続による所有権取得の場合、許可は不要で、届出を提出することとなっております。
今回、相続による届出が１件ございました。
関係資料位置図の地図１・地図２のとおり、一色地区内の林ノ台や下谷の農地１０筆となっております。農業委員会によるあっせん等の希望はありません。相手方への届出の受理通知書については、８月２５日付で発行しております。

―　報告事項（２）朗読　―

それでは説明いたします。
農地を転用しようとする際は、農業委員会を経由して、県知事の許可を受ける必要がありますが、市街化区域内の農地を転用する場合は、農業委員会に届出を提出することで許可は不要となっております。
その際に農地の権利移動を伴わない転用が農地法第４条、権利移動を伴う転用が第５条による届出となります。
今回は、市街化区域内での、農地法第５条の転用を受理しております。
まず、Ｎｏ．１について、土地の場所は、関係資料位置図の地図３をご覧ください。
こちらは二宮地区内の秋葉神社の北東側の位置にある二宮地区内の土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書は、８月１２日付で発行しております。
続きまして、Ｎｏ．２について、土地の場所は、関係資料位置図の地図４をご覧ください。
こちらは二宮地区内の知足寺の南東側の位置にある土地で、住宅敷地として転用される目的での手続きとなり、相手方への届出の受理通知書は、９月３日付で発行しております。

【議長】
ありがとうございました。報告事項であることから委員の皆様のご了承をお願いいたします。
続きまして、日程第４の議事に入ります。議案第１１号、農地法第３条の規定による許可申請について、議題といたします。
事務局、朗読をお願いします。

【事務局】
―　議案第１１号朗読　―

【議長】
ありがとうございました。続きまして地元委員の現地確認報告をお願いします。
山西地区の報告について野谷委員、よろしくお願いします。

【委員】
７月１７日に、譲受人立会いのもと、山西地区農業委員および事務局で対象農地を確認しました。
対象農地の場所は、山西の沢田に位置する農用地区域の農地２筆で、面積の合計は８７０㎡です。
譲受人から営農計画などを聞き取った結果、今後の効率的な農地利用が見込めるため、許可は問題ないと思われます。
以上です。

【議長】
お疲れ様でした。続きまして、事務局より補足説明をよろしくお願いします。

【事務局】
議案第１１号について、補足説明いたします。
農地における所有権の移転や貸し借りなどによる賃借権などの権利を設定する際には、農地法第３条による許可が必要であり、本件は売買による所有権移転の許可申請となっております。
それでは、議案第１１号関係資料をご覧ください。
１ページが許可申請書になっており、申請者の氏名、申請のあった農地、申請理由が記載されております。
所有権移転の理由についてですが、譲渡人による当該農地の管理や耕作が困難になったことから、新規就農をする譲受人へ、売買による所有権の移転を行うこととなりました。
２ページの１－１農地の利用状況ですが、譲受人は農地に関する権利を持っていませんので、空欄になっております。

３ページ１－２には、今後の作付け予定が記載されており、露地野菜を栽培していくということです。

また、農機具については、耕うん機、草刈り機を所有しております。

４ページから５ページには農作業に従事する者やその従事状況、自宅から耕作する農地までの距離と時間、６ページには周辺地域との関係が記載されています。

続きまして、７ページに案内図、８ページに公図の写し、９ページ・１０ページに営農計画書を添付しています。

農地法第３条第２項に規定されている許可に必要な要件は、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件の３つとなっております。

全部効率利用要件につきましては、現在譲受人が所有している農地は無く、本件で取得する農地が初めて耕作する農地となりますが、聞き取った営農計画に基づくと、無理なく耕作できると思われます。

農作業常時従事要件につきましては、譲受人及び譲受人の親族が年間 300 日以上農作業に従事することになっております。

地域との調和要件につきましては、現地確認を行った際に、近隣の農業者と良好な関係を築いている様子も確認できたため、特に問題ないと思われます。

以上、ご審議をよろしくお願いします。

【議長】

ありがとうございました。それでは質問・意見等がある方は挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。それではお諮りします。議案第１１号、農地法第３条の規定による許可申請について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

―　挙手　―

挙手全員でございます。よって、本案は原案のとおり決定することといたします。

本日の議題につきましては、すべて終了いたしましたので、総会を閉会いたします。

午前９時４５分閉会